

意見書

平成 24 年 2 月 15 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 420-0034

(ふりがな) しずおかけんしずおかしあおいくときわちやうにちやうめ ぼんち
住所 静岡県静岡市葵区常磐町二丁目6番地の8

(ふりがな) かぶしがいしゃとーかい
氏名 株式会社TOKAIコミュニケーションズ

だいひやうとりしまりやくしやちやう ときた かつひこ
代表取締役社長 鷗田 勝彦

電話番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成 24 年1月 23 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集(実際費用方式に基づく平成 24 年度の接続料等の改定)」に関して以下の通り、弊社の意見を申し上げます。

1. 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の情報開示について

メタル回線の利用者が減少していく一方で、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東西」といいます。)は芯線利用率 40%以下で更に利用率が低下するメタル設備を減設することなく維持し続けており、その未利用設備を含む実績費用より算定するメタル回線の接続料は今後も上昇する構造にあることは確実です。光回線を選択できないエリアが相当期間存在し続けることが想定できる状況において、利用者にとっては提供条件が変わることなくメタル回線を使い続け、円滑に光回線へ移行することが必要となります。このことによりメタル回線の接続料水準を維持することが困難な現在の算定方式においては、移行期に鑑みた抑制機能の追加が必須です。あらたな制度の導入に際しては、NTT 東西、接続事業者をはじめとする関係当事者が議論を行うことが必要となりますが、現状、少なくとも接続事業者の事業継続の予見性に資する十分な情報が開示されているとは言えません。折しも情報通信審議会答申に基づく NTT 東西に対する行政指導である、平成 24 年 2 月 2 日の要請事項「ブロードバンド普及推進のための環境整備の在り方に関して構ずべき措置について(要請)」等において、メタル回線の接続料算定にかかる「未利用芯線の扱い」、「耐用年数」、「施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線の配賦方法」等について総務省に報告することを要請されましたが、当該の NTT 東西が報告を要する情報は、今後のメタル回線の接続料の在り方を検討するために NTT 東西は総務省だけでなく国民全体に開示することが必要であると考えます。

2. 回線管理運営費について

回線管理運営費は接続事業者の光ファイバ需要が十分でないこと等を理由として料金を平準化するための調整等を行っていますが、本件申請において開示された調整前の機能別料金を前年と比較すると、ドライカップは値下げされているものの、ラインシェアリングと光ファイバは値上げされています。今回の機能別料金の変動には平成 22 年度に NTT 東西が実施した受付システムの更改が影響していると推察いたしますが、受付システムの更改が実施されたのは DSL(ラインシェアリング、ドライカップ)と光ファイバであり、ドライカップの値下げに対して、ラインシェアリング、光ファイバが値上げとなっていることは、ラインシェアリング、光ファイバについてシステム更改を吸収するだけの適切なコストコントロールが行われず、結果として平準化のための調整等実施後の回線管理運営費は、今後の需要増が見込まれないメタル回線の 1 回線当たりのコストを押し上げることとなっています。システム更改にはハードウェアのサポート期限の到来に対応するなどやむをえないものもあるものの、機能改修については機能改修による NTT 東西の業務効率化によるコスト削減に加えて回線需要の推移も加味し、1 回線当たりのコストを抑制ないし維持できるものに限定すべきです。またシステム更改の内容と実施時期は NTT 東西から接続事業者に対して直前に通知されることが多く、今後の中長期のシステム

更改の計画についても明らかにはされておりません。NTT東西の機能改修には接続事業者側での対応を要するものも多く、仮に全接続事業者がNTT東西の想定する並行期間内に対応できない場合、試算されたコストで移行できない事態も想定されます。よって上記の通りNTT東西のコストコントロールが十分ではないと考えられる以上、今後のシステム更改に際してはあらかじめ情報開示を行い、内容の妥当性、コスト削減効果の検証および接続事業者が対応するための時期の調整等を行った上でシステム更改の可否を決定することが必要です。

【参考】機能別料金(月額)※調整前

	PHS基地局回線		ラインシェアリング		ドライカッパ		光ファイバ	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
平成24年度 回線管理運営費	58円	42円	43円	44円	46円	57円	124円	241円
平成23年度 回線管理運営費	58円	44円	39円	40円	49円	67円	106円	201円
平成23年との差	+0円	▲2円	+4円	+4円	▲3円	▲10円	+18円	+40円

3. 特別損失の取り扱いについて

本件申請において、東日本電信電話株式会社の東日本大震災に起因する災害特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものを接続料算定に算入し、あわせて接続料規則に特別損失の取り扱いの規定がないことから、同規則第3条ただし書の許可を求める申請が行われています。今回、未曾有の災害である東日本大震災に起因する費用を第3条ただし書に基づき算入することは妥当であると考えますが、今後は特別損失の取り扱いについて都度第3条を適用するのではなく、企業会計と接続会計の整合性の整理、接続料に算入することが妥当な特別損失であるか検証できる透明性を確保する仕組みを導入することが必要であると考えます。

4. 協議の場の設定について

メタル回線の接続料についてはNTT東西の認可申請に伴う説明会に加え、一部事業者向けにも別途説明会が行われておりますが、NTT東西は接続事業者の要望する情報の開示について経営情報にあたることを理由に開示しないことから議論を深めることができません。つきましては、総務省主催によるNTT東西、接続事業者等関係当事者が議論できる場の設定が必須であると考えます。

以上